

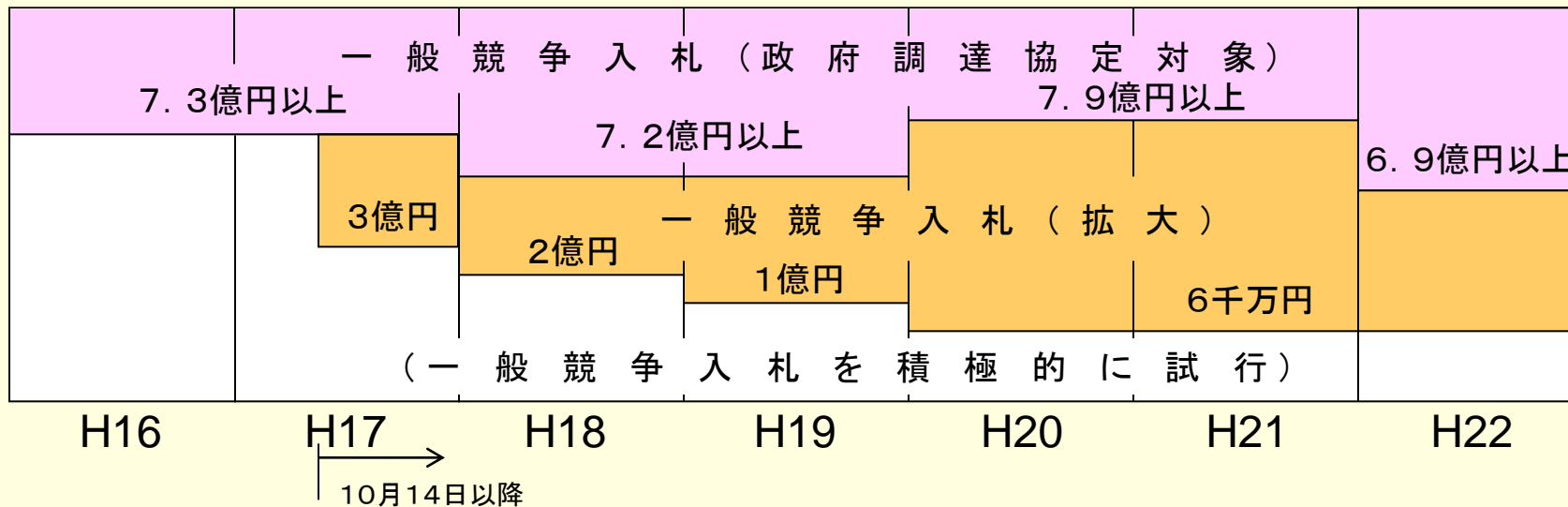
入札契約制度の現状

平成23年2月24日

国土交通省

一般競争入札と総合評価方式の導入状況(国交省直轄工事)

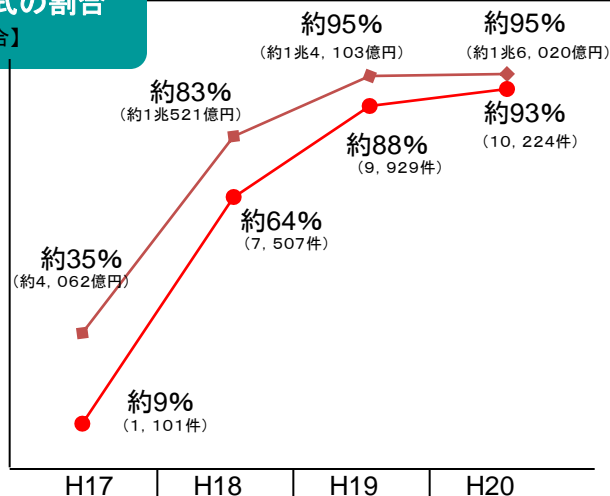
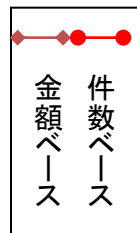
対象金額の引下げ



地方整備局における一般競争入札及び総合評価落札方式による契約実績

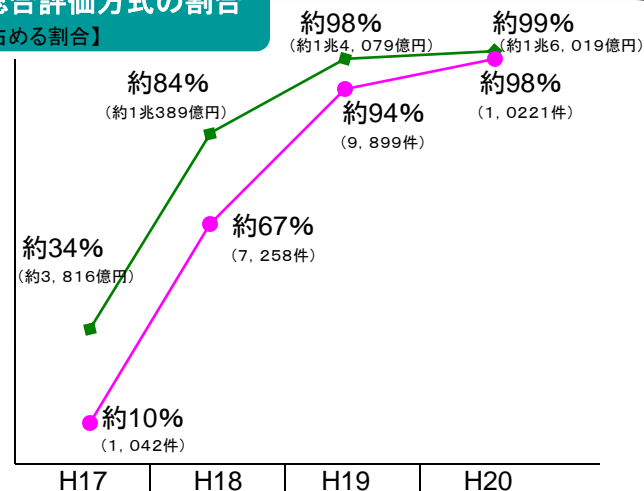
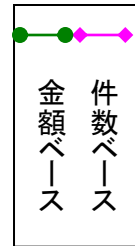
一般競争入札方式の割合

【全契約に占める割合】



一般競争入札+総合評価方式の割合

【全競争入札に占める割合】

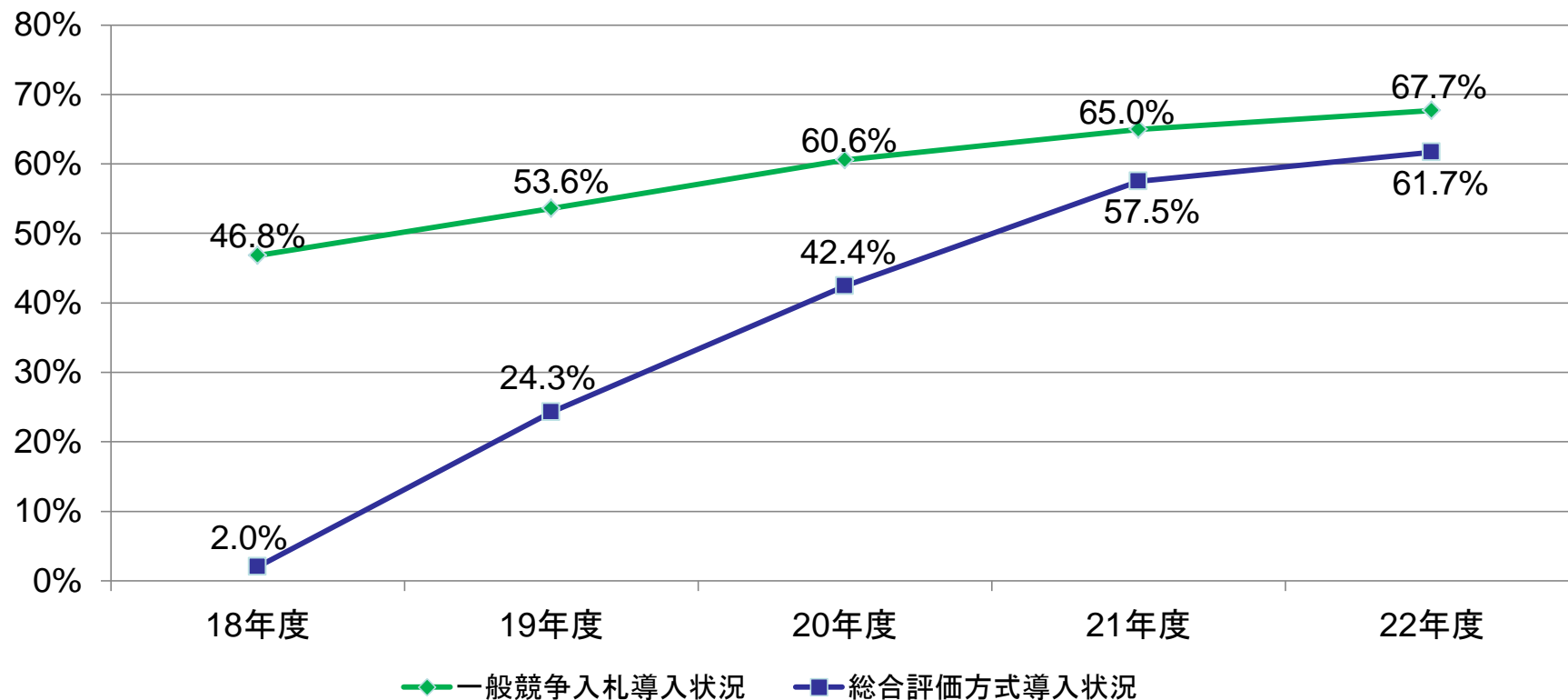


地方公共団体における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況

○都道府県、政令市においては、すべての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

○市区町村においては、一般競争入札の導入率が67.7%、総合評価落札方式の導入率が61.7%。

市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移



(公共工事入札契約適正化調査から)

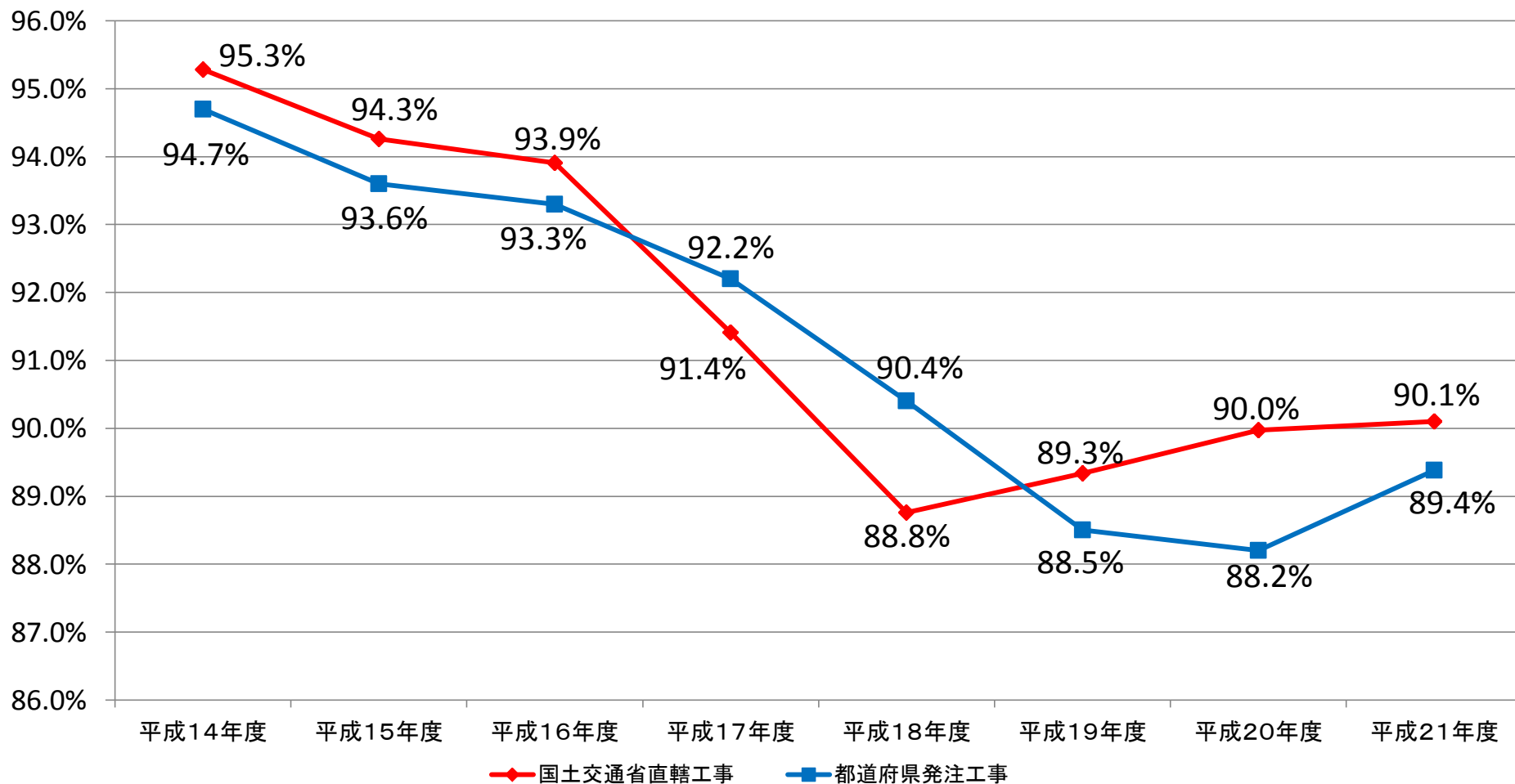
一般競争入札の対象金額(都道府県)

(H22. 9. 1現在)

北海道	1,000万円以上	長野県	250万円超	岡山県	1,000万円以上
青森県	5,000万円以上	富山県	2,000万円以上	広島県	1,000万円以上
岩手県	250万円超	石川県	3,000万円以上	山口県	3,000万円以上 (1,000万円以上)
宮城県	1,000万円以上 (250万円超)	岐阜県	1,000万円以上	徳島県	1,000万円以上
秋田県	250万円超	静岡県	1,000万円以上	香川県	3,000万円以上 (700万円以上)
山形県	250万円超	愛知県	5,000万円以上 (1,000万円以上)	愛媛県	800万円以上
福島県	250万円超	三重県	250万円超	高知県	5,000万円以上 (1,000万円以上)
茨城県	4,500万円以上	福井県	250万円超	福岡県	5,000万円以上
栃木県	5,000万円以上 (3,000万円以上)	滋賀県	250万円超	佐賀県	250万円超
群馬県	1,000万円以上	京都府	1,000万円以上	長崎県	3,500万円以上 (1億円以上)
埼玉県	1,000万円以上 (500万円以上)	大阪府	250万円超	熊本県	3,000万円以上
千葉県	5,000万円以上	兵庫県	1,000万円以上	大分県	4,000万円以上
東京都	9億円以上 (5億円以上)	奈良県	800万円以上	宮崎県	250万円超
神奈川県	250万円超	和歌山県	250万円超	鹿児島県	5,000万円以上
新潟県	1億2000万円以上	鳥取県	1,000万円以上	沖縄県	5,000万円以上
山梨県	1,000万円以上	島根県	1,000万円以上 (250万円超)		

(注) カッコ内は試行の対象

国土交通省直轄工事及び都道府県の公共工事の落札率の推移

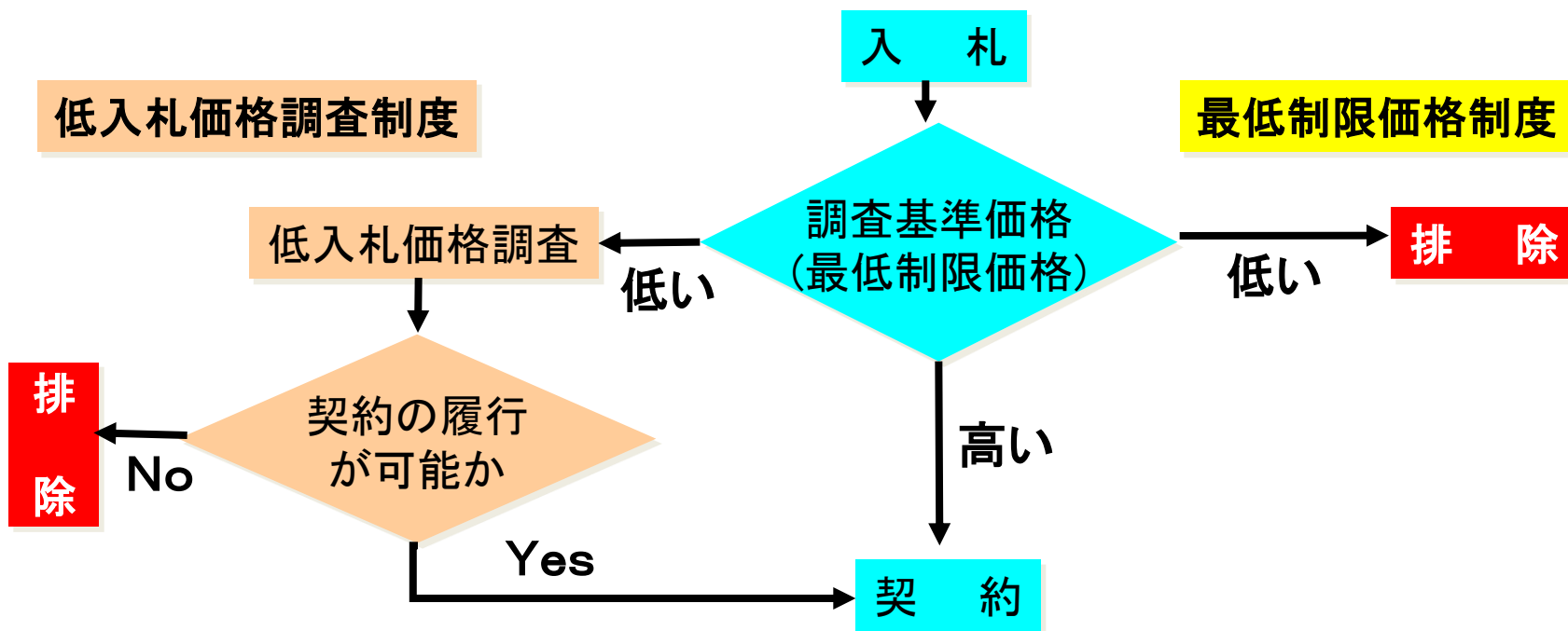


(国土交通省調べ)

※直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



○会計法 § 29の6 (契約の相手方)

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○予決令 § 85

- ・契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

○地方自治法 § 234 (契約の締結) 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者と契約可能

○地方自治法施行令 § 167の10第1項

- ・契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○地方自治法施行令 § 167の10第2項

- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

低入札価格調査における基準価格等の引き上げ

低入札価格調査における基準価格の引き上げの経緯(国土交通省発注工事)

S62.4~H20.3

設定範囲:2/3~85%

H20.4~H21.3

設定範囲:2/3~85%

H21.4.3~

設定範囲:70%~90%

【計算式】

直接工事費の額	} 合計額	× 1.05
共通仮設費の額		
現場管理費 × 0.20		

【計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.60		
一般管理費等 × 0.30		

【今回見直し後の計算式】

直接工事費 × 0.95	} 合計額	× 1.05
共通仮設費 × 0.90		
現場管理費 × 0.70		
一般管理費等 × 0.30		

都道府県における最低制限価格等の見直し状況(H23.1.24現在) ※都道府県の43団体において、いずれかの見直しを実施

(最低制限価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **13団体**(北海道、福島県、栃木県、神奈川県、新潟県、和歌山県、鳥取県、徳島県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデルを準用又は同水準: **21団体**(青森県、秋田県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、兵庫県、奈良県、島根県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県)

(低入札価格調査基準価格)

- ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **10団体**(北海道、宮城県、福島県、栃木県、新潟県、長野県、山口県、佐賀県、宮崎県、沖縄県)
- ・ 21年4月公契連モデル準用又は同水準: **31団体**(青森県、岩手県、山形県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県)

指定都市における最低制限価格等の見直し状況(H23.1.24現在) ※指定都市の17団体において、いずれかの見直しを実施

(最低制限価格) ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **2団体**(札幌市、さいたま市)

- ・ 21年4月公契連モデルを準用又は同水準: **15団体**(仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市)

(低入札価格調査基準価格) ・ 21年4月公契連モデルより高い水準に設定: **2団体**(札幌市、さいたま市)

- ・ 21年4月公契連モデルを準用又は同水準: **15団体**(仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市)

予定価格の公表時期について

予定価格等の事前公表の弊害

- ・建設業者の見積努力を損なわせること。
- ・くじ引きによる落札件数が増加すること。
 - 偶然による受注が増加することにより、経営面、技術面で努力するインセンティブが低下

(都道府県における予定価格の事後公表への移行) (H23.1.24現在)

- 事後公表:12団体
(北海道、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、滋賀県、兵庫県、岡山県、佐賀県、長崎県)
- 事前公表及び事後公表の併用:9団体
(栃木県、千葉県、山梨県、富山県、和歌山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- 原則事前公表(案件により事後公表を試行):7団体
(秋田県、山形県、埼玉県、大阪府、鳥取県、山口県、徳島県)
- 予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、28団体(59.6%)

(指定都市における予定価格の事後公表への移行) (H23.1.24現在)

- 事後公表:3団体 (札幌市、浜松市、岡山市)
- 事前公表及び事後公表の併用:5団体 (仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市)
- 原則事前公表(案件により事後公表を試行):5団体(千葉市、横浜市、大阪市、堺市、神戸市)
- 予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、13団体(68.4%)

低入札調査基準価格及び最低制限価格の公表時期について

(都道府県における低入札価格調査基準価格の公表時期) (H23.1.24現在)

1 事後公表:36団体 (76.6%)

(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)

2 原則事前公表(案件により事後公表を試行):2団体 (大阪府、徳島県)

3 事前公表:2団体 (奈良県、福岡県)

4 非公表:7団体 (福島県、東京都、滋賀県、岡山県、山口県、香川県、鹿児島県)

(都道府県における最低制限価格の公表時期) (H23.1.24現在)

1 事後公表:33団体 (最低制限価格制度導入42団体のうち78.6%)

(北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県)

2 原則事前公表(案件により事後公表を試行):1団体 (大阪府)

3 事前公表:2団体 (奈良県、福岡県)

4 非公表:6団体 (福島県、東京都、滋賀県、岡山県、香川県、鹿児島県)

(指定都市における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の公表時期) (H23.1.24現在)

1 事後公表:16団体 (84.2%)

(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市)

2 事前公表:3団体 (京都市、広島市、福岡市)

予定価格の公表時期とくじ引きによる落札

都道府県

予定価格	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	8	11	} +12
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	7	16	
○ 事前公表	32 (団体)	20 (団体)	} Δ12

くじ引きの発生率

□ 事後公表	5.7%
□ 事前公表	13.5%

2.4倍

(H21実績)

指定都市

予定価格	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	0	3	} +9
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	4	10	
○ 事前公表	13 (団体)	6 (団体)	} Δ7

くじ引きの発生率

□ 事後公表	3.3%
□ 事前公表	13.5%

4.1倍

(H21実績)

※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。

低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の公表時期とくじ引きによる落札

都道府県

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	32	36	} +4
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	2	2	
○ 事前公表	3	2	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※非公表 (H20.9) 10 → (H20.9) 7 Δ3

くじ引きの発生率

<input type="checkbox"/> 事後公表	6.0%
<input type="checkbox"/> 事前公表	46.1%

7.7倍

(H21実績)

指定都市

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	12	16	} +3
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	1	0	
○ 事前公表	4	3	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。

くじ引きの発生率

<input type="checkbox"/> 事後公表	8.6%
<input type="checkbox"/> 事前公表	28.7%

3.3倍

(H21実績)

地方公共団体における不調不落の発生状況

	19年度	20年度	21年度
都道府県	2.1%	2.5%	2.1%
指定都市	4.6%	4.0%	3.4%
市区町村	2.2%	2.2%	1.9%

(公共工事入札契約適正化調査から作成)